

やまがた食の安全・安心アクションプランの令和3年度取組状況

●第6期やまがた食の安全・安心アクションプラン（令和3年度～令和6年度）

基本方針Ⅰ 県産農林水産物の信頼性の確保 ～安全・安心な農林水産物の生産体制の強化に向けて～

(1) 農産物の安全性確保の取組み強化と環境保全型農業の推進

No.	項目	取組内容	目標値等		今後の課題・R3の取組状況等	担当課	AP ページ
			取組目標	目標値			
1	安全安心農産物生産推進事業	・普及指導員対象のスキルアップ研修等によるGAP指導体制を強化する。 ・農業者対象のGAP研修等による国際水準GAPの導入及び認証取得の啓発を図る。	—	—	・安全で安心な県産農産物の評価向上を図るため、「安全・安心取組認証制度」の取組みを推進する。 ・GAP指導員のJGAP模擬審査や生産者を対象に認証取得ガイダンスの開催などによりGAP認証取得を強力に推進する。 ・山形県版GAP第三者認証の取得・維持に向けた取組みを支援する。	農業技術環境課	P8
2	農薬対策事業（病害虫防除基準の作成、農薬危害防止運動の実施）	病害虫防除基準の作成・配布や「農薬危害防止運動」の実施により、農薬の適正使用・防除履歴の記帳等の普及・啓発を図る。	—	—	・農薬適正使用の徹底について指導を継続する。 ・山形県農作物病害虫防除基準等の作成により農薬適正使用を推進する。 ・農薬危害防止運動等の啓発活動を継続実施する。 ・引き続き住宅地周辺における危害防止対策の周知・徹底を図っていく。	農業技術環境課	P9
3	安全安心農産物生産推進事業（農薬適正使用推進員の認定、スキルアップ研修の実施）	農薬適正使用推進員の研修として、基礎的知識の習得を目的とした認定研修のほか、指導的立場の者を対象とした実践技術への対応を目的としたスキルアップ研修を実施する。	—	—	・本制度を継続し、農薬の適正使用による安全・安心ブランドの評価獲得につなげる。 ・各農業技術普及課において各種栽培講習会を実施するとともに、農協、山形県適正農薬販売協会、関係機関と連携して農薬適正使用の推進を図る。	農業技術環境課	P9
4	農薬対策事業（指導取締）	農薬対策事業において、立入検査及び研修を継続して実施し、農薬の適正かつ安全な流通が行われるよう指導を徹底する。	立入件数	300件	・農薬の適正な流通の推進と、農薬の販売及び使用に必要な知識を普及・啓発するために、農薬販売店への立入検査及び農薬管理指導士研修会の実施を継続する。 ・農薬管理指導士に関しては、関係団体への働きかけにより新規認定者の増加を目指す。	食安衛生課	P9
			農薬管理指導士数	270名			
5	環境保全型農業推進事業 有機農業推進事業	・環境保全型農業直接支払交付金の活用促進に向けた農家への情報提供や市町村への働きかけを行う。 ・特別栽培に関する説明会の開催や慣行基準の見直し等により、認証取得の促進を図る。 ・環境保全型農業の技術集を作成し、普及拡大を図る。 ・有機農業相談窓口と熟練有機農業者（やまがた有機農業の匠）の連携による栽培技術や認証取得に関する研修、指導を実施する。	—	—	・環境保全型農業直接支払交付金の制度の周知と取組拡大を推進する。 ・野菜等の有機栽培技術の開発。 ・有機農産物の安定生産技術の開発と普及拡大 ・熟練有機農業者（やまがた有機農業の匠）と連携した新たな担い手の育成。 ・有機、特別栽培農産物認証制度を活用し産地の育成を図る。	農業技術環境課	P10
6	良質堆肥の生産・利用への支援	良質堆肥の生産・利用に必要な施設や機械の整備を支援する。	—	—	堆肥散布に向ける労働力が不足していることから、既存散布組織の活動拡大や耕種農家と畜産農家が連携した地域ぐるみの共同散布体制の確保・育成を推進する。	畜産振興課	P10
7	資源循環型農業の推進による園芸作物ブランド産地の育成	最上地域におけるアスパラガス、にら、ねぎ等の園芸作物の振興にあわせ、耕畜連携等による堆肥を利用した資源循環型農業の推進を図る。	—	—	(1)最上地域のアスパラガスは市場評価が高く、生産拡大が求められている。近年は、主産地の最上町を中心に、その周辺市町村でも新規栽培者が増加し、栽培面積も拡大していることから、アスパラガスの産地拡大を推進していく。 (2)最上地域における園芸品目の振興にあわせ、地域全体で堆肥を利用した資源循環型農業を推進していく。	最上総合支庁農業振興課	P11
8	自生山菜・野生きのこ等放射性物質検査	出荷段階にある自生山菜・野生きのこ等について検査を実施する。	—	—	・検査開始からこれまでの結果について放射線モニタリング検討会で検討した結果、自生山菜類及び野生きのこ類以外の分析については令和3年度から行っていない。	森林ノミクス推進課	P12

(2)安全で安心な畜産物の提供

No.	項目	取組内容	目標値等		今後の課題・R3の取組状況等	担当課	AP ページ
			取組目標	目標値			
9	監視伝染病の検査 (豚熱等)	家畜伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するための検査を実施する。	検査市町村数	全市町村	県内では、昨年度に養豚場及び野生イノシシから豚熱が確認されているが、1例目以降、養豚場における発生は認められていない。3年度以降も発生予防及び予察に努め、県内の監視伝染病の侵入及びまん延を防止していく必要がある。	畜産振興課	P13
10	高病原性鳥インフルエンザの検査	高病原性鳥インフルエンザの侵入監視等のため、鶏の検査を実施する。	検査数(年間延べ169農場×10羽)	1,690検体	令和2年度は国内の家きん飼養農場において52例の高病原性鳥インフルエンザが確認され、令和3年度も予断を許さない状況にある。引き続き鳥インフルエンザの農場侵入防止対策のため100羽以上の養鶏場を中心に定期的なモニタリング検査を実施していく。	畜産振興課	P13
11	死亡牛のBSE検査	生後96月齢以上の死亡牛の全頭検査を実施する。	検査数	全頭	今後ともサーベイランス検査を継続し、国内の清浄性を確認していく。	畜産振興課	P13
12	飼養衛生管理基準等の普及及び指導	飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導を行う。	指導農家数	400戸	継続的に衛生管理技術の指導を実施し、家畜の疾病の発生低減を図る必要がある。健康な家畜の飼養管理技術により、結果、抗菌性物質の使用量を低減し、消費者に安全・安心な県産畜産物を供給する。	畜産振興課	P13
13	畜産農家巡回指導	飼料及び飼料添加物、動物用医薬品等の適正使用について農家への指導を行う。	指導農家数	180戸	飼料添加剤や動物用医薬品等の使用については、常に見直しが行われることから、適正使用について、今後も指導を継続していく必要がある。	畜産振興課	P13
14	動物用医薬品販売業巡回指導	動物用医薬品の適正販売について指導を行う。	指導店舗数	50か所	動物用医薬品の適正な流通・販売を確保するため、動物用医薬品販売業者(店舗)への継続的な監視・指導が必要である。	畜産振興課	P13
15	農場HACCPの取得推進、継続指導	農場HACCPの取得促進、継続指導を行う。	指導農家数	5戸	今年度は、14農場について農場HACCP認証農場の取得促進及び認証農場への継続指導を実施していく。	畜産振興課	P13

(3)安全で安心な水産物の提供

No.	項目	取組内容	目標値等		今後の課題・R3の取組状況等	担当課	AP ページ
			取組目標	目標値			
16	県産貝類安全対策事業	県漁協への検査費用の補助を行う。	清浄性検査回数	3回	現在の検査体制を継続する。	水産振興課	P14
			岩ガキの成分規格検査回数	3回			
			岩ガキのノロウイルス検査回数	4回			
			貝毒検査回数	3回			
17	魚病発生の未然防止	巡回指導による養殖環境の改善指導を行い、魚病発生を未然に防ぐ。	巡回指導件数	36経営体	現在の指導体制を継続する。	水産振興課	P15
18	水産用医薬品の適正使用指導	巡回指導や説明会などにより、水産用医薬品の適正使用に関し普及・啓発を実施する。	適正使用指導件数	全100経営体	現在の指導体制を継続する。	水産振興課	P15
19	養殖生産の実態把握	アンケート調査を行い、魚病被害と医薬品の使用状況を把握する。	使用状況把握数	全85経営体	現在の実態把握を継続する。	水産振興課	P15

基本方針Ⅱ 流通する食品の安全・安心の確保 ～安全・安心な食品の提供に向けて～

(1) 流通する食品(輸入食品を含む)の監視・指導と検査の充実

No.	項目	取組内容	目標値等		今後の課題・R3の取組状況等	担当課	AP ページ
			取組目標	目標値			
20	食品等事業者に対する監視指導	監視指導計画に基づき食品製造・加工から食品流通・販売にいたる各段階において食品等事業者に対し監視・指導を行う。	監視指導計画に基づく監視実施率	100%	監視指導計画に基づき実施していく。	食品安全衛生課	P18
21	各衛強化月間における監視指導	夏期食品等監視強化月間などの各重点期間における監視指導を実施する。	関係機関の取組実施率	100%	継続して、各強化月間における重点的な監視指導等を行うとともに、マスコミ等を活用した注意喚起を行っていく。	食品安全衛生課	P18
22	食品製造業者に対する輸入原材料の受入体制の監視指導	食品衛生法に基づき営業許可を受けている食品製造業者に対し、輸入された原材料の受入れ時のチェック体制に係る監視指導を実施する。	関係機関の取組実施率	100%	輸入原材料を使用する食品製造施設に対して受入検査に係る指導を強化する。	食品安全衛生課	P18
23	と畜場及び付設食肉処理施設に対する監視指導	と畜場及び付設食肉処理施設に対する監視指導を行い、安全な食肉の提供を図る。	と畜場及び付設食肉処理施設に対する監視率	100%	HACCPによる適正な衛生管理が行われているか検証していく。	食品安全衛生課	P18
24	認定小規模食鳥処理場に対する監視指導	認定小規模食鳥処理場に対する監視指導を行い、安全な食鳥肉の提供を図る。	認定小規模食鳥処理場に対する監視率	100%	取組目標に基づき、監視を実施していく。	食品安全衛生課	P18
25	健康食品の販売施設に対する監視指導	健康食品販売施設に対し監視指導を行う。	施設等への年間監視件数	190件	取組目標に基づき、監視を実施していく。	食品安全衛生課	P18
26	残留農薬検査(輸入食品を含む)	生産段階で使用される農薬について、農産物への残留を確認する。輸入食品の検査の割合を増加させる。	監視指導計画に基づく検査の実施率	100%	<ul style="list-style-type: none"> 検査の結果、食品衛生法に違反する食品の流通が確認された場合、違反食品の流通防止に努めるとともに、再発防止を指導する。 県内に流通する食品等において、食品衛生上の健康被害の発生及び被害拡大を防止するため、探知した場合は速やかに公表する。 検査実施機関の検査の信頼性を確保するため、妥当性評価の実施、内部点検、外部精度管理、必要な検査機器の整備、関係職員に対する技術研修の実施等に努める。 	食品安全衛生課	P19
27	残留有害物質モニタリング検査	動物用医薬品・飼料添加物など有害物質の残留について確認する。	監視指導計画に基づく検査の実施率	100%		食品安全衛生課	P19
28	食品成分規格等検査	食品衛生法で定められた食品の成分規格や食品添加物の使用基準等について検査し、規格基準の順守と適正表示を確認する。	監視指導計画に基づく検査の実施率	100%		食品安全衛生課	P19
29	食品検査信頼性確保事業	食品衛生検査に関する各種機器や検査の信頼性を確保する取組みを強化する。	全6施設における精度管理の実施率	100%	検査実施機関の検査の信頼性を確保するため、確実に実施していく。	食品安全衛生課	P19
30	と畜検査	と畜場に搬入される家畜に対し全頭検査を行い、安全な食肉の提供を図る。	全頭検査	全頭	引き続き、検査を実施していく。	食品安全衛生課	P19

(2) 食中毒予防対策の充実と広域的な食中毒事案の対応強化

No.	項目	取組内容	目標値等		今後の課題・R3の取組状況等	担当課	AP ページ
			取組目標	目標値			
31	大量調理施設に対する監視指導	監視指導計画に基づき大量に調理を行う施設に対する監視指導を行い、衛生管理の徹底を図る。	監視施設数	全施設	引き続き食中毒を防止するための衛生管理に係る指導を行うとともに、大量調理施設については、特にノロウイルス食中毒を予防するための衛生知識の普及・啓発に努める。	食品安全衛生課	P21
32	各衛強化月間における監視指導【再掲】	各強化月間などの各重点期間における監視指導を実施する。	関係機関の取組実施率	100%		食品安全衛生課	P21
33	有毒植物や毒きのこのシーズン前からの啓発	県ホームページや食の安全ほっとインフォメーション、各種広報誌等を通じて有毒植物や毒きのこによる食中毒の啓発を行う。	関係機関の取組実施率	100%	毎年きのこ食中毒が発生していることから、今後も、販売店に対する監視の強化等、注意喚起を継続して行っていく。	食品安全衛生課	P21

(3) HACCPに沿った衛生管理の定着

No.	項目	取組内容	目標値等		今後の課題・R3の取組状況等	担当課	AP ページ
			取組目標	目標値			
34	HACCP運用状況の検証の実施	HACCPの運用状況の検証を行い、必要に応じて指導する。	更新施設立入検査時の確認	100%	HACCPに沿った衛生管理の定着を図るため、事業者の規模や形態に応じた指導と運用後の検証の実施を行っている。	食品安全衛生課	P22
35	食品衛生講習会の開催	食品等事業者を対象に法令順守の徹底や自主的衛生管理の向上を周知指導していく。	開催数	190回	食品衛生の確保は、事業者の自主的衛生管理が重要であることから、継続して必要な講習会を開催し、自主的衛生管理に係る情報の提供を行う。	食品安全衛生課	P22

(4) 改正食品衛生法に基づく新たな食品営業許可・届出制度への移行

No.	項目	取組内容	目標値等		今後の課題・R3の取組状況等	担当課	AP ページ
			取組目標	目標値			
36	他部署と連携した周知	講習会の開催や通知等の発出により食品等事業者への周知を図る。	関係機関の取組実施率	100%	山形県食品衛生協会と連携し、食品等事業者への周知に努めていく。	食品安全衛生課	P23
37	保健所による相談受付	説明用資材を用いるなどして、統一的な指導を行う。	関係機関の取組実施率	100%	必要な手続き等について、説明用資材を活用しながら指導を行っていく。	食品安全衛生課	P23

(5) 適正な食品表示の確保と徹底

No.	項目	取組内容	目標値等		今後の課題・R3の取組状況等	担当課	AP ページ
			取組目標	目標値			
38	食品表示法、健康増進法及び景品表示法に基づく表示に対する指導や監視	食品表示110番等により広く情報を受け、食品表示法、健康増進法及び景品表示法に基づく適正表示について指導や監視を行う。	関係機関の取組実施率	100%	食品表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源であることから、今後も食品関連事業者等に対して適正な表示を指導していく。	食品安全衛生課	P24
39	アレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品に係る監視指導	アレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品を製造・販売する施設に対し監視指導を行う。	関係機関の取組実施率	100%	食品事業者、産地直売所等に対する指導を徹底し、適正表示の普及を図る。	食品安全衛生課	P24
40	食品適正表示推進者制度	食品等事業者を対象に講習会を開催し、食品適正表示推進者の育成を支援する。	食品適正表示推進者養成講習会受講者数	100人	令和2年4月1日に食品表示法が完全施行されたが、今後も食品表示基準等の改正に対応した表示の切替が必要であることから、引き続き食品表示制度の周知及び相談への取組みを強化する。	食品安全衛生課	P24
41	食品表示法に基づく表示内容に係る周知	食品表示法に基づく新たな表示内容について説明会を開催するなどして周知を図る。	関係機関の取組実施率	100%	<div data-bbox="922 1227 1248 1384" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>名称 たくあん漬</p> <p>原材料名 だいこん、漬け原材料(食塩、米ぬか、ふすま(小麦を含む)、ぶどう糖液糖)</p> <p>添加物 酒精、ソルビール、調味料(アミノ酸等)、酸味料、甘味料(ステビア、甘草)、保存料(ソルビン酸K)、着色料(黄4)</p> <p>原料原産地名 国産(だいこん)</p> <p>内容量 300g</p> <p>賞味期限 28.21</p> <p>保存方法 要冷蔵(10℃以下)</p> <p>製造者 消費 太郎</p> <p>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号</p> <p style="text-align: center;">食品表示例</p> </div>	食品安全衛生課	P24
42	食品安全モニター制度及び適正表示ボランティア制度	食品安全モニターや適正表示ボランティアに対し適正表示の啓発を図り、日常生活を通して不適正な食品表示の情報を収集する。	食品安全モニター及び適正表示ボランティアの合計数	50人	モニター及びボランティアが訪問した実店舗数は526店で、うち指摘品目数は48品目、違反品目数は15品目あった。食品表示制度の普及のためにも、今後も制度を継続し、多くの方にモニター及びボランティアに登録をしていただく。	食品安全衛生課	P25

(6) 食品等事業者における食品衛生上の危機管理体制の充実

No.	項目	取組内容	目標値等		今後の課題・R3の取組状況等	担当課	AP ページ
			取組目標	目標値			
43	保健所ホットラインによる通報体制の整備	夜間、休日にかかわらず、健康被害発生のおそれがある事案が発生した場合は、食品等事業者から保健所への通報の徹底を指導する。	関係機関の取組実施率	100%	ホットラインの更新と関係者への周知を行い、健康被害の発生やそのおそれがある情報に対応する。	食品安全衛生課	P26
44	食品等事業者における記録作成の推進	食品製造・加工から食品流通・販売に至る各段階において、食品等事業者に対し原材料や出荷した食品等の記録作成の徹底を指導していく。	関係機関の取組実施率	100%	必要な記録の作成について、指導を行う。	食品安全衛生課	P26

基本方針Ⅲ 食の安全と安心に関する情報の提供と信頼関係の構築 ～食の安全・安心への信頼関係の確立に向けて～

(1)生産者・食品等事業者・消費者・行政間の相互理解の促進と施策への県民意見の反映

No.	項目	取組内容	目標値等		今後の課題・R3の取組状況等	担当課	APページ
			取組目標	目標値			
45	山形県食の安全推進会議の開催	生産者、食品等事業者、消費者及び学識経験者等から構成される「山形県食の安全推進会議」を開催し、関係者間の情報の共有化による相互理解を促進する。また、県の食の安全・安心に関する施策に、会議の意見を反映させる。	開催数	2回	食の安全・安心の確保に関する県の取組みに対する県民意見の反映及び取組みの推進を図るため、今後も継続開催に努める。	食品安全衛生課	P28
46	リスクコミュニケーション(意見交換会)及び食の安全推進交流会の開催	・食に関する関係者が、食の安全・安心に関する様々なテーマでの意見交流や情報の交換を行うことにより、相互交流・相互理解を促進するため、意見交換会の機会の確保に努める。 ・(公社)山形県食品衛生協会と協働で、「食の安全推進交流会」を開催する。	-	-	消費者・生産者・食品等事業者間の更なる信頼関係を構築するため、「食の安全推進交流会」等において、県民に関心の高いテーマを選定し、より多くの県民が参加できるようにする。  R1食の安全推進交流会開催状況(山形市)	食品安全衛生課	P28
47	食育・地産地消の推進	関係団体・市町村・県等が連携し、食育・地産地消を推進する。また、県産農産物等に関する理解の促進と食育・地産地消の普及・啓発を図る。	-	-	「第3次山形県食育・地産地消推進計画」に掲げる目標の達成に向け、関係部局や食育実践団体、市町村等と連携し、家庭、学校、地域等における取組みを促進する。 市町村や生産者団体等と連携し、学校給食における食育及び県産農林水産物の利用拡大を促進する。 高校生山形のうまいもの商品開発プロジェクトの実施や、大学生によるレシピ動画の作成を支援することで、特に若い世代の食や農への理解を深める契機とする。	6次産業推進課	P28
48	出張セミナーの開催	消費者や団体等が開催する食の安全・安心に関する研修会に職員を派遣する。	開催回数	230回	ホームページでの情報提供が申込みにつながっていることから、引き続きホームページを始めとした情報提供を行う。	食品安全衛生課	P28
49	給食施設における管理栄養士等の配置の促進	学校、保育所、介護施設等で管理栄養士等が適切な栄養管理、安全な食事の提供、食事支援を行っている施設の増加を図っていく。	管理栄養士等を配置している特定給食施設の割合	80% (2024年度まで)	管理栄養士等の専門職の配置により、適切な栄養管理及び個々の状態に対応した食事提供のほか、災害時の適切な栄養管理及び食支援が可能となる。 管理栄養士等の給食施設への配置は、県民の食の安全・安心につながることから、保健所と連携し、引き続き未配置施設に対し、配置を促していくことが必要である。	がん対策・健康長寿日本一推進課	P28
50	安全・安心な農産物の生産等に関する研修の実施	就農予定者、農業者等を対象に、農薬の適正使用など安全・安心な農産物の生産・経営に関する知識と技術を学ぶ研修を実施する。	開催回数	2回以上	令和3年度も2つの研修を実施し、安全な農産物の生産に関する理解を深める予定である。	農政企画課	P29

(2)県民への情報提供の推進

No.	項目	取組内容	目標値等		今後の課題・R3の取組状況等	担当課	APページ
			取組目標	目標値			
51	県のホームページ等食の安全・安心に関する情報発信の充実	県のホームページ等で食の安全・安心に関する情報を的確かつ迅速に提供するなどして、情報発信の充実を図る。	機会をとらえた情報発信	100%	継続して情報提供を行っていく。 https://www.pref.yamagata.jp/020071/kurashi/shokusanzen/torikumi/torikumi.html	食品安全衛生課	P30
52	食の安全ほっとインフォメーション事業	消費者に対する食の安全・安心に関する情報伝達に協力していただける事業者の施設や市町村の公民館等を情報の発信基地として県民に情報提供を行う。	登録施設数	340施設 (2024年度まで)	年12回以上の情報発信を行うとともに、掲示箇所の拡大を図り、より多くの県民に食の安全・安心に関する的確な情報を提供する。	食品安全衛生課	P30
53	消費者にわかりやすい農業情報及び農産物情報の提供	総合的な農業情報を発信する「やまがたアグリネット」、環境保全型農業の情報サイト「山形eco農家」、村山地域の農産物の情報等を発信する「村山旬の市」により積極的に情報を発信する。	-	-	・「やまがたアグリネット」で継続的な情報発信を行う。 ・総合支庁と連携した各種農業情報の発信を行う。	農業技術環境課	P30

54	食の安全・安心ネットワーク	県民にもっとも身近な市町村とのネットワークを活用し、情報の共有に努める。	—	—	積極的かつ迅速な情報提供を行っていく。	食品安全衛生課	P30
55	健康食品の情報提供	健康食品による被害等の情報を提供する。	機会をとらえた情報発信	100%	積極的かつ迅速な情報提供を行っていく。	食品安全衛生課	P30
56	有毒植物や毒きのこのシーズン前からの啓発【再掲】	基本方針Ⅱ(2) No.33参照				食品安全衛生課	P30
57	SNS等様々な手段を通じた情報の発信	SNS等媒体の活用を推進し、食の安全・安心に関する情報の迅速な提供と利用者による情報の拡散を図る。	機会をとらえた情報発信	100%	継続して情報提供を行っていく。	食品安全衛生課	P31

※ APページは、第6期食の安全安心アクションプラン(令和3年度～令和6年度)の掲載ページ。